

消費者教育ミニコーナー

消費・生活相談室 (☎55-5148)

フリマサービス 受取評価は商品をよく確認してから 事例

フリマサービスのアプリでブランドのネックレスを購入した。商品が届き、状態をよく確認せずに受取評価をした後、偽物だと分かった。アプリの規約には「評価後の苦情などについては当事者間で話し合うように」と書かれていた。

注意点

フリマサービスでの取引は、売主と買主との個人間の取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間での解決を求められることを理解しましょう。

フリマサービスでは、買主が商品を受け取り出品者を「評価」すると出品者に代金が支払われます。評価してサービス上の取引が完了してしまうと、トラブルが起きても、フリマサービス運営事業者の補償サービスやサポートを受けられないことがあります。商品が届いたら、状態をよく確認してから評価しましょう。

(独立行政法人国民生活センターの記事抜粋)

●不安なときや、困ったときは、松江市消費・生活相談室 (☎55-5148) や消費者ホットライン (☎188) にご相談ください。



事業者向け情報

消費税 適格請求書(インボイス)発行事業者 登録申請手続 受付中

内 令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。販売(売上)先に事業者を含む人は、インボイス発行事業者になることについて以下を参考に検討してください。

売上先がインボイスを必要とするか

消費者、免税事業者または簡易課税制度利用者である売上先は、インボイスを必要としません。

インボイス発行事業者登録を受けた場合・受けない場合

登録を受けると、消費税の申告が必要です。

登録を受けない場合、インボイスを交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます。

インボイス発行事業者登録を受ける場合の登録申請手続

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。

問 松江税務署個人課税部門 ☎78-0340

HP 特集 インボイス制度 で検索

1月の市民相談(無料)

会場 消費・生活相談室(別館1階) ☎55-5148

各種相談は1回30分とします(登記相談のみ45分です)。法律相談(1人年1回)、登記相談は電話で予約してください。

相談名	相談日・時間
くらしの相談・消費生活相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00
法律相談(予約制)	10日、17日、24日、31日(火) 13:15～16:15
行政相談	11日、25日(水) 13:00～16:00
登記相談(予約制)	19日(木) 13:00～16:00
人権相談	4日、18日(水) 13:30～16:00
行政書士相談	26日(木) 13:00～16:00
労働・社会保険相談	20日(金) 13:30～16:00
暴力団に関する相談	13日(金) 13:30～16:00



相談

人権相談所

内 日常生活での悩みや困りごとなど気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

特設人権相談所(無料) いずれも13:30～16:00

時・所 1月6日(金) 城北公民館
 1月19日(木) 乃木公民館
 2月2日(木) 法吉公民館

問 松江人権擁護委員協議会 ☎32-4260

常設人権相談所(無料)

相談員: 人権擁護委員や法務局職員

時 毎週月曜日から金曜日(※祝日を除く 8:30～17:15)

所・問 松江地方法務局人権擁護課(東朝日町192-3)

☎ 32-4260

まつえ新庁舎建設ニュース～新しい市役所を建設しています～ 新庁舎整備課 ☎55-5454



11月の
主な工事

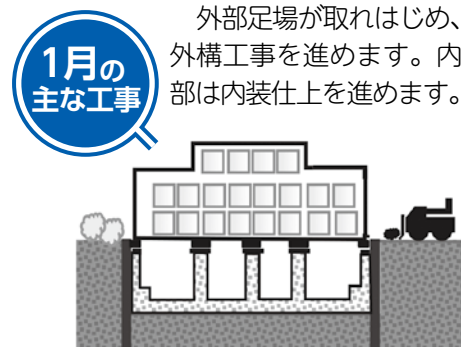
内装工事の様子(11月撮影)

内外装工事が進んでいます

外部は外壁や窓サッシを取付け、外観全体が見えてきました。また内部では、壁の塗装や天井下地取付等を行いました。



(市ホームページ)



1月の
主な工事

外部足場が取れはじめ、外構工事を進めます。内部は内装仕上を進めます。